

又は、軍や軍事関連企業に属し、その研究員等で、本事例のようにロボットの研究開発ということで、判断が難しい場合は、CISTEC や経済産業省（本省）に相談しながら対応を検討されるとよいでしょう。



外国ユーザーリストに掲載されている大学等の留学生であっても、明らかに民生目的の研究で、リスト規制に該当しない技術の提供であれば、通常の留学生への対応と同じです。



留学生が、外国ユーザーリストや外国政府が公表している懸念リスト（米国商務省が公表しているD P Lや米国財務省が公表しているS D Nなど）に掲載されているかを調べるには、CISTEC のチェイサー（有料）などがお勧めです。

留意すべきチェック項目

ホワイト国以外からの留学生	ホワイト国の留学生
☐ 外国ユーザーリストに掲載されている企業、大学、研究機関等に所属していないか。 ☐ 掲載されている場合、研究内容が、 外国ユーザーリストの懸念区分及び懸念貨物例の懸念用途 に関係しないか。	
☐ 軍隊・警察（国境警備隊、海上保安を含む。）、軍事関連企業等に所属していないか。	
☐ 米国製の技術の提供等がある場合、米国商務省のD P Lや米国財務省のS D Nなどに掲載されている企業、団体、個人ではないか。	
☐ CISTEC のチェイサーなどに掲載されていないか。 （※CISTEC のチェイサーは、外国ユーザーリスト、D P L、S D N等もチェックすることができます。）	

⇒チェックした記録は、一定期間保管します。